

「農家のパーティ」ネットワークECサイト 「あきたづくし」業務委託仕様書

1 業務名

「農家のパーティ」ネットワークECサイト「あきたづくし」業務委託

2 業務の目的

本業務は、令和2年度に秋田市が特産品お取り寄せキャンペーン事業において構築した商品販売専用ECサイト「あきたづくし」（以下、「旧あきたづくし」という。）を、秋田中央地域地場産品活用促進協議会（以下、「協議会」という。）が引継いで運用することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に大きな影響を受けている協議会員等を支援するとともに、地元産品を全国的にPRし販売促進を図るものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日（木）まで

4 履行場所

協議会が指定する場所

5 事業概要

- (1) 協議会等が扱う地元産品等の販売を行うECサイトを開設し運営する。
- (2) ECサイトの開設については、秋田市が保有する旧あきたづくしのデータを有効活用する。
- (3) ECサイトの運営については、事務局を設置し、適正に管理する。

6 業務委託の内容

(1) ECサイトの開設

ア ECサイトの構築について

- ・本サイトの構築から運用までの工程計画を検討・立案して提出すること。
- ・開設期間中の割引販売や送料無料等のキャンペーン実施を想定し、必要に応じて迅速に対応できるシステムとすること。

イ ECサイトの開設期間について

- ・本サイトの開設期間は、令和3年7月から令和4年3月31日までとする。
- ・本事業の開設期間終了後に委託契約を更新する場合は、通年運用することを想定している。

ウ セキュリティについて

本サイトの構築にあたっては、セキュリティ上実績のある堅牢な仕組み（カート機能、クラウド、ソフトウェアなど）を用い、不正アクセスやウイルス攻撃等に対する防御措置を取ること。

エ デザイン・レイアウトについて

- ・本サイトのトップページは、旧あきたづくしと一貫性のあるデザインとすること。
- ・視認性、操作性、利便性を考慮したものとする。
- ・商品カテゴリーや出展事業者別、金額別に出展商品を検索できるようにすること。
- ・PCおよびスマートフォンの主要なブラウザで閲覧および利用可能とすること。

(2) ECサイトの運用

ア 出展対象事業者について

本サイトに出品できる事業者は以下のとおりとする。

(ア) 協議会員

(イ) 秋田市、男鹿市、潟上市（以下、「3市」という。）の特産品および工芸品販売事業者

(ウ) 協議会が特に必要と認める事業者

イ 出展商品の登録について

- ・事業者からの申請に基づき販売商品を本サイトに登録すること。
- ・本サイト開設後も販売商品の追加や入替えに対応すること。
- ・登録商品の画像は、受託者が入手すること。ただし、秋田市が保有する旧あきたづくしの商品データについては提供する。
- ・登録商品の定価および在庫状況を表示・管理すること。

ウ 手数料の設定について

- ・本サイトの運営維持に係る費用を充当するため、出展事業者に対して販売手数料および決済手数料を売上金額（税込）から合計15%以内で設定し、提案すること。
- ・売上金額（税込）の5%分を売上手数料支援分として委託料に上乗せする。ただし、割引や送料無料キャンペーンを実施した場合は、この限りではない。

エ 酒類の販売について

本サイトの運用開始までに、ECサイトにおける酒類販売に必要な資格および免許等の取得もしくは酒類を販売できる体制を整備すること。

オ 商品の送料設定と支払いについて

- ・購入者にわかりやすい送料の設定を提案すること。

- ・主要なクレジットカードによる決済のほか、代金引換や電子マネー決済など複数の決済手段を可能とすること。

カ 受注管理と精算について

商品の受注状況および配送状況について、任意の期間の情報を出展事業者ごとに抽出できるような仕組みを作ること。

キ PRについて

ツイッター、フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用し、本サイトのPRを行うこと。

ク その他の機能について

本サイトの利用に係るFAQを作成するなど出展事業者や顧客の利便性の向上や利用促進に資する機能を提案すること。

(3) 事務局運営

ア 運営事務局の設置について

- ・出展事業者との連絡調整および本サイトの保守管理を行うため、運営事務局（以下、「事務局」という。）を設置すること。
- ・事務局は、出展事業者やサイト購入者の利便性を重視して営業日および開業時間を提案すること。

イ 注文・発送手配業務について

事務局は、本サイトの受注を取りまとめ、出展事業者への発注・発送手配を一元管理で行うこと。

ウ 精算業務について

- ・事務局は、本サイトの売上および手数料等の集計を行い、出展事業者との精算を行うこと。
- ・事務局は、出展事業者に対する明朗な精算方法を提案すること。

エ 出展事業者への説明について

事務局は、発注・発送手配業務および精算業務の方法について説明資料を作成し、出展事業者に提示すること。

オ 報告業務について

事務局は、協議会の求めに応じ、指定の期間における以下の項目について報告すること。

- ・出展事業者毎の販売件数および売上げの集計
- ・その他、協議会が必要に応じ事務局に求めるもの

カ 問合せ窓口について

事務局は、本事業に係る問合せ窓口を設置し、本サイトの閲覧者や購入者からの問合せ等に対応すること。

(4) プロモーション

業務規模の範囲内において、本サイトの売上向上を図る仕組みや効果的な

広告方法を提案すること。

(5) その他の独自の提案

その他、業務規模の範囲内において、本サイトの運営に有効な独自の企画やPR手法等がある場合は、提案すること。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ協議会の承認を得る場合は、この限りではない。

(2) 契約保証金の納付について

本業務の契約を締結したときは、直ちに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、以下の場合を除く。

- ・契約者が、保険会社との間に履行保証保険契約を締結したとき。
- ・契約者が、過去2年間に国や地方公共団体等と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行した実績を有するとき。
- ・その他、秋田市財務規則第128条で定める要件。

(3) 委託料の精算

本サイトの運営に当たり、当初の想定よりも業務量や売上等に一定の減少があった場合には、内容を精査した上で合理的な委託料となるよう精算を行うものとする。

(4) 業務完了報告書の提出

本業務が完了したときは、令和4年3月31日（木）までに業務完了報告書（決算、事業者毎および商品毎の売上集計と分析結果、事業成果が確認できる資料等）を提出すること。

(5) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て協議会に帰属する。

イ 受託者は、協議会の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、協議会が出願者となって費用を負担し登録する。

(6) 遵守事項

ア 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

イ 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

8 その他、特記事項

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、協議会と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに協議会に報告し、協議又は指示を受けること。
- (3) 事業実施に際して、協議会の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、協議会はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて協議会と協議の上、決定するものとする。